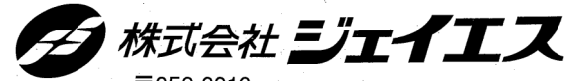


平成24年8月吉日

各位

## 繁殖馬セール上場馬募集について

〔繁殖馬セール販売申込要項〕



〒056-0016  
北海道日高郡新ひだか町静内本町1-2-1  
TEL (0146) 42-2544 FAX (0146) 43-3700

拝啓 時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。  
さて、弊社繁殖馬セールの開催にあたり、上場馬を募集致しております。つきましては、繁殖馬セール業務規程及び販売申込要項を御理解の上、多数お申込み下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. セール開催日 **平成24年10月24日(水)**  
於：日本軽種馬協会 **北海道市場** (新ひだか町静内神森)

### 2. 申込方法

1) 募集対象……サラブレッド、サラブレッド系種の繁殖牝馬、繁殖供用予定牝馬及び種牡馬とします。但し、概ねその評価が20万円以上のものに限りです。

\*一発情内に複数の種牡馬に交配した受胎馬はお申込みできません。

2) 申込に必要な書類

①販売申込書……以下を別紙「販売申込書」にご記入、捺印の上、弊社宛にお申し込み下さい。

- 申込者（販売者）の住所、氏名、電話番号及びファックス番号、セール当日に連絡のできる電話番号（携帯など）
  - 申込馬の馬名、品種、性別、繁殖（血統）登録番号、生年、毛色、血統、配合種牡馬名、最終種付月日及びその状況、過去2年間の繁殖成績並びに販売希望価格
  - 申込馬に関して知り得た限りの悪癖並びに公表が必要と思われる事項（記載のあるもののみ公表）
- \*申込者欄記載の名前がせり名簿に記載されます。

②登録証明書(血統書)の写し

3) 申込締切日……**平成24年8月31日(金)** (必着)

4) 販売申込金……1頭につき52,500円を上記申込締切日までに納入下さい。

\*銀行振込を利用される方は、下記の口座へお振込下さい。尚、振込手数料はご負担下さいますようお願い致します。

北洋銀行 静内支店 (普) 0387906  
しずない農業協同組合本所 (普) 0328102  
日高信用金庫 静内支店 (普) 017590  
口座名義 株式会社ジェイエス

\*申込金の納入なき場合は、当セールへの上場はいたしかねます。

### 3. 上場の決定

申込馬の上場決定は平成24年9月6日(木)に行い、上場番号を書面にてお申込者へご案内いたします。

\*上場決定以降の取り消しは「欠場」の扱いとさせていただきます。(欠場違約金の対象)

### 4. その他関係書類の提出

下記の書類を平成24年10月5日(金)までに弊社宛提出していただきます。

1) 繁殖登録証明書(原本)

\*繁殖登録を申請中のため期日に提出することができない場合は、弊社が繁殖登録証明書の受取人となる委任状を提出していただきます。(様式は弊社にもございます)

\*繁殖登録が未登録又は、競走登録を抹消していない場合は、その旨を申込書に明記のうえ、血統登録証明書(原本)を提出してください。

2) 種付証明書(原本)

\*配合変更している場合は、その旨を販売申込書に記載の上、全ての証明書を提出してください。

3) 妊娠鑑定書(原本)

\*上場馬のうち受胎馬については、平成24年9月24日以降の獣医師による妊娠鑑定書を提出してください。

※1)~3)の書類が提出されない場合は、「欠場」の扱いとさせていただきます。(欠場違約金の対象)

※不受胎馬であっても、念のため改めて妊娠鑑定を行って下さい。

### 5. 徴収料金

販売を申し込まれた方には、以下の料金(消費税含む)をお支払いいただきます。

1) 販売申込金……1頭につき52,500円

2) 販売手数料……売買代金額の5%。ただし、最低52,500円とし、販売申込金を充当いたします。

3) 主取り手数料……販売希望価格表に記載された金額の2%。ただし、最低52,500円とし、販売申込金を充当いたします。尚、販売希望価格を超えた場合及び再上場時の場合は5% (最低52,500円) とさせていただきます。

4) 買戻し手数料……販売者が販売希望価格を超えて落札した場合は、落札価格の5%。但し、最低52,500円とし、販売申込金を充当いたします。

5) 欠場違約金……販売申込書に記載された販売希望価格の30%。ただし、最低300,000円とします。

\*上場馬が次に該当する場合で、弊社が認めた獣医師による診断書を弊社に提出した場合に限り、欠場違約金は免除されます。

①受胎状況が申し込み時と異なることが判明した場合

②重度の疾病又は負傷等のため、上場が困難である場合

③死亡した場合

\*一度徴収した料金は、いかなる場合も返金いたしかねます。

### 6. 売買成立馬の取り扱い

1) 本馬の引き渡し……セール当日又は平成24年10月29日(月)までに、弊社が指定する場所にて引き渡しを行います。

2) 代金の支払い……落札者より売買代金額の決済があった後、販売手数料を控除した金額を平成24年11月2日(金)までにお支払いいたします。

\*弊社の指示無しに直接購買者へ引き渡した場合においては、弊社は一切の責任を負いかねます。

### 7. その他

1) 子宮炎検査証明書等、弊社が特に必要と認めた書類を提出していただく場合もあります。

2) 本セールは弊社の繁殖馬セール業務規程(裏面をご参照下さい)によります。お申し込みにあたりましては予めご熟読下さい。

3) 販売者向けの説明会を行いますので、ご参加下さい。(日程につきましては、追ってご案内いたします。)

\*詳細につきましては、セール担当(大西・片上・前谷)までお問い合わせ下さい。

# 株式会社 ジェイエス繁殖馬セール業務規程

## (総則)

第1条 この繁殖馬セール（以下「本セール」という）に参加しようとする者、又は参加した者は、本業務規程を遵守しなければならない。

- 本セールに上場する馬は、販売者の申告に基づき申し込まれたものであり、株式会社ジェイエス（以下「開設者」という）による何らの保証もなく、現状有姿のまま上場されるものである。

## (市場の位置)

第2条 開設者が開設する市場の位置は、新ひだか町静内神森・北海道市場内とする。

- 本セールを取り扱う事務所は、新ひだか町静内本町1丁目に置き、本セール開催中は市場内に置く。（以下「市場事務所」という）

## (取り扱う家畜の種類)

第3条 取り扱う家畜は馬(サラブレッド、サラブレッド系種)とする。

## (開場の期日及び時間)

第4条 開場の期日は平成24年10月24日（以下「開催日」という）とし、開場の時間は午前8時から午後5時までとする。但し、開場時間内に馬の取引が終了しないときは、延長することができる。

## (販売の申し込み)

第5条 馬の販売申し込みをしようとする者は、開設者が定めた「繁殖馬セール販売申込要項」に従って行い、販売希望価格並びに疾病及び悪癖等を記載した所定の書類を開設者へ提出しなければならない。

- 前項にて開設者が馬の上場を認めた者（以下「販売者」という）は、開催日に開設者から販売登録番号及び馬番号票の交付を受け、上場が決定した馬（以下「上場馬」という）に馬番号票を着ける。
- 販売者は、馬の販売に関して何らかの特別な条件（フリーターの特約、出生保証）等を付帯する場合は、販売申込書等の書面により開設者へ申し出る。但し、開設者はこれらの条件がせりの公正さを欠く原因と成り得ると判断した場合は、せりの開始前までに販売者と協議の上、これを拒むことができる。
- 本業務規程により提出された書類において、販売者が所有者と異なる場合は、開設者は販売者を所有者とみなし、真実の所有について何らの責任を負わない。

## (購買の申し込み)

第6条 馬を購買しようとする者（以下「購買申込者」という）は、開催日の5日前までに、所定の「購買申込書」に住所、氏名（名称）及び電話番号を記入のうえ捺印し、開設者へ提出しなければならない。

- 開設者は、前項により本セールでの購買を認めた者（以下「購買登録者」という）に購買登録番号を交付する。
- 購買申込者が購買を第三者に依頼するときは、所定の委任状に記入のうえ捺印し、購買申込書と併せて開設者へ提出する。
- 前項の場合において購買を委任された者は、その委任者が履行しなければならない義務及び債務を連帯して保証する。
- 法人又は任意団体が購買申込者の場合は、その法人の代表取締役又はその団体の代表者が記名（署名）捺印しなければならない。但し、開設者が認めた場合は、この限りでない。
- 止むを得ない理由により第1項、第3項、第5項の手続きを、第1項に定める期日までに完了できなかった者において、開設者が認める保証人を立てた上で第1項、第3項、第5項の手続きを開催日のせり開始時刻より30分前までに完了しなければならない。
- 開設者は購買申込者について審査し、その判断により申し込みを受け付けないことができる。

## (予納金)

第7条 購入予定頭数に応じた予納金は、これを必要としない。

## (馬の繋留等)

第8条 上場馬は、家畜伝染病予防法第2条、及び家畜伝染病予防法施行規則第2条の家畜伝染病に罹患していると診断された馬は市場に繋留してはならない。

- 上場馬は開設者の指定する場所に繋留するものとする。
- 販売者は、家畜伝染病予防法第2条、及び家畜伝染病予防法施行規則第2条の家畜伝染病以外の疾病又は悪癖のため、他に危害を及ぼす恐れのあると認められる馬について、開設者から隔離又は移動要求がなされたときは、これに従う。

## (獣医師による検査を受ける場合の手続き)

第9条 購買登録者は開設者に申し出たうえで、自らの経費負担において開催日に市場に配置する獣医師により、その馬が疾病等に罹っているか否かの検査、及び繁殖馬としての繁殖機能の有無

を確認する検査を求められることができる。

## (取引開始前の公表)

第10条 開設者は取引開始前の公表事項として、せり名簿に記載された事項の他、販売者から申告があった疾病及び悪癖、その他の事項について、販売申込書等の書面に記載されたところにより、これを読み上げる。

- 販売者は販売申込書、及びせり名簿に記載されている事項について確認し、記載漏れ又は誤記がある場合は、せり開始前までに、その追記及び訂正を開設者に申し出なければならない。
- 開設者は前項の申し出があった場合、せり台においてその公表を行う。
- 公表事項については、開設者は何ら責任を負わない。

## (取引の方法)

第11条 本セールにおける馬の取引は全て売買であり、その売買はせり売りの方法によって行う。

## (せり売りの方法)

- 上場馬は開設者の定める順序により、上場する。
- せり売りは、販売希望価格にかかわらず開始することができる。
- せりの方法は、せり上げを原則とし、事情によってはせり下げる場合もある。
- せり上げは万円単位とする。

## (落札の決定及び売買契約の成立)

第12条 せり人が最高せり上げ価格を呼び上げ、他にこれを超える価格にせり上げる者がいないとき、その価格が販売希望価格表に記載された金額に達しているか否かにかかわらず、せり人は合図とともに、そのせり上げた者を落札者と決定し、これを落札価格とする。

- 落札者が決定した時をもって売買契約が成立したものとし、開設者は直ちに落札価格及び落札者の購買登録番号を呼び上げる。
- 第1項において落札者が上場馬の販売者であった場合は、主取りとする。
- 落札者は落札が決定した後、直ちに「落札（購買）」に関する確認書に署名しなければならない。なお、落札者と販売者は、かかる売買を確認するため、別途所定の売買契約書に記名（署名）捺印しなければならない。
- 落札者が決定した後、何人もその決定に対して異議を申し立てることができない。

## (再せり売り)

第13条 販売者は上場馬につき、落札が決定しなかったとき又は契約が解除されたときは、再せり売り（以下「再上場」という）することができる。

- 再上場しようとする者は、初回上場馬のせり売り終了までに、開設者にその旨を申し出る。
- 再上場における馬の上場順は、開設者が定める。

## (代金の決済)

- 落札者は、落札価格に消費税を上乗せした金額（以下「売買代金額」という）を本セールの閉場時間までに開設者に全額支払う。
- 開設者は、落札者の支払い条件を承認した場合は、開催日の翌日から5日（暦日による。以下同じ）以内に支払いを猶予することができる。
- 支払いは日本国通貨、又は金融機関が支払い保証した小切手にて支払うものとする。
- 開設者は、落札者から売買代金額を受領した時は、その代金額から第23条第1項(2)にて定める販売手数料を控除した額（以下「精算代金」という）を、開催日の翌日から10日以内に販売者へ支払う。
- 開設者は、前項の販売者への支払いについて、一切の責任を負うものではない。

## (所有権の移転、馬及び関係書類の引き渡し)

- 馬の引き渡しをもって所有権が落札者に移転する。
- 馬の引き渡しは、開設者が売買代金額の全額を受領後、開設者の指定する所にて行う。
- 馬の引き渡し期日は、開催日又はその翌日から5日以内とし、販売者は当該馬について、その間無償にて善良な管理をする義務を負う。
- 当該馬が前項の引き渡し期日前に家畜伝染病予防法第2条による移動制限、又は家畜伝染病予防法施行規則第2条による移動自粛がかけられた場合、次のとおりとする。
  - 販売者は速やかに開設者及び落札者へ通知する。

- 当該馬の引き渡し期日を、移動制限又は移動自粛が解除されるまで延期する。
- 販売者は前項の引き渡しまでの間、当該馬を無償にて善良な管理をする義務を負う。

- 財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが発行した登録証明書、及び受胎馬の場合における種付証明書の引き渡しは、開設者が売買代金額の全額を受領後、落札者へ引き渡す。
- 繁殖登録を申請中のために、当該登録証明書の引き渡しができない場合は、当該登録証明書が発行され次第、速やかに開設者を通じて落札者へ引き渡す。

## (引き取り前の獣医検査)

第14条 落札者は自らの経費負担において、馬の引き取り前に獣医師による受胎、又は不受胎の確認を行うことができる。

## (契約の解除)

第15条 落札者は馬が次のいずれかに該当する場合は、それを証明する書面をもって開設者に速やかに申し出たうえで、販売者に対しその売買契約の解除を求めることができる。

- 第10条にて公表しなかった悪癖（ゆう癖、さく癖、身喰い及び旋回癖のいずれかに限る）を発見し、開催日の翌日から7日以内に申し出た場合。
- 第17条において、受胎状況が公表事項と異なると診断された場合。但し、落札者が馬を引き取った後は、本号に基づく契約の解除はできない。
- 多胎妊娠であることを証明できる場合。但し、第10条にて公表された場合は、この限りでない。
- 受胎馬において、公表された最終種付月日に誤りがあった場合。
- 受胎馬として売買された馬の当該産駒が、財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルが行う登録審査において、登録拒否された場合。但し、性別が判然としないために登録を拒否された場合は、この限りでない。
- 引き取り前に死亡した場合。

- 馬の引き渡し前に、前項において落札者から売買契約の解除の申し出があった場合、開設者は予め販売者に通告の上、その最終結論が出るまでの間、第16条第3項の引き渡し期日を延期することができる。尚、この場合であっても落札者は、第15条の約定期日までに売買代金額の全額を開設者へ支払わなければならないが、開設者においては、最終結論が出るまで販売者に対する精算代金の支払いを留保する。また、その間販売者は、当該馬について無償にて善良な管理をする義務を負う。

第16条 馬の引き渡し後に、第1項において売買契約が解除された場合は、落札者が販売者に対して当該馬を引き渡す義務を負う。また、契約解除後に当該馬に生じた事由（死亡を含む）は、全て落札者の責任とする。

- 販売者は第1項(1)、(2)及び(3)の解除請求に不服な場合は開設者に申し出て、その判定を開設者が指定する獣医師に委ねることができる。尚、その費用は馬を引き取ったものが負担する。
- 販売者は次に該当する場合は、落札者に対してその売買契約の解除を求めることができる。
  - 落札者が、約定期日までに開設者に売買代金額の全部又は一部を支払わなかった場合。
  - 落札者が、約定期日までに馬を引き取らなかった場合。

- 本条において売買契約が解除されたときは、その日から5日以内に、馬及び売買代金額の全額、並びに引き渡しがあった関係書類を、開設者を通じて相手方に返還しなければならない。但し、その間、売買代金額に対する利息は付さない。
- 本条において販売者、落札者何れかの一方的な事由による解除は認めない。

## (瑕疵担保責任)

第17条 第18条第1項(1)、(2)、(3)、(4)、及び(5)に定める事項を除き、いかなる瑕疵も担保しない。

## (取引終了後の公表)

第18条 開設者は、開催日の翌日までに次の事項を事務所内に掲示して公表する。

- 上場馬の品種別及び性別入場頭数。
- 前号の区分による取引成立頭数。
- 前号の区分による馬の最高、最低及び平均取引価格（売買代金額）。

## (市場業務執行係員)

第19条 開設者は次の者を市場業務執行係員として定め、本セールを運営する。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 市場長      | 1名  |
| (2) せり人（鑑定人） | 若干名 |
| (3) 獣医師      | 若干名 |
| (4) 市場係員     | 若干名 |

- 市場長はせり人、獣医師及び市場係員の指揮監督を行う。
- 第1項に定める者は、別に定める記章をつける。

## (市場業務執行係員の責務)

第20条 市場業務執行係員は次の行為をしてはならない。

- 販売者、購買登録者及び落札者と通謀して正常な取引を阻害し、又はこれらの者に談合その他の不正な行為をさせること。
- その職務に関して販売者、購買登録者及び落札者から金品その他の利益を受けること。
- 売買の当事者となること。
- 故意にせり落すこと。
- 一般に通用しない符丁、その他の方法で価格を呼び上げること。
- 販売希望価格を他に漏らすこと。

## (徴収料金)

第21条 販売者は開設者に対し、以下の料金（消費税含む）を支払わなければならない。但し、一度納入されたものについては、いかなる場合においても返還しない。

- 販売申込金 1頭につき52,500円とし、第5条に定める販売の申し込み時に納入する。
- 販売手数料 売買代金額の5%。但し、最低52,500円とし、販売申込金を充当する。
- 主取り手数料 販売希望価格表に記載された金額の2%。但し、最低52,500円とし、販売申込金を充当する。
- 再上場主取り手数料 販売者から申し出があった再上場販売希望価格の5%。但し、最低52,500円とし、販売申込金を充当する。この手数料は、再上場において再度主取りとなった場合において(3)に優先して適用するものであり、重複して徴収しない。尚、契約解除による再上場の場合は、再上場販売希望価格に対して(3)の主取り手数料を適用する。
- 買戻し手数料 販売者が販売希望価格を超えて落札した場合は、落札価格の5%。但し、最低52,500円とし、販売申込金を充当する。
- 欠場違約金 販売申込書に記載された販売希望価格の30%。但し、最低30万円とし、欠場が確定した日から5日以内に納入する。

第22条 前項(2)、(3)、(4)、及び(5)の手料は、開催日の翌日から10日以内に納入する。

第23条 上場馬が次に該当する場合で、開設者が認めた獣医師による診断書を開設者に提出した場合に限り、第1項(6)の欠場違約金は免除される。

- 販売申し込み後の検査により、上場馬の受胎状況が申し込み時と異なることが判明した場合。
- 重度の疾病、又は負傷等のため上場が困難である場合。
- 死亡した場合。

## (契約違反の場合の措置)

第24条 落札者又は販売者が、次に該当する契約違反をしたときは、違約金として売買代金額の50%に相当する金額を、違約が確定した日から5日以内に開設者を通じて相手方に支払う。

- 落札者が第18条第5項(1)、(2)に該当する場合。
- 販売者が第16条に定める馬の引き渡しを拒否した場合。

第25条 本条における違約金は、現実が生じた損害の有無にかかわらず、その支払いをしなければならないものとし、損害の補填があった場合、または違約金を上回る損害が生じた場合でも清算は行わない。

第26条 本条において契約が解除された場合、開設者は受領した販売手数料を返還しない。

## (市場内における秩序の維持に関する事項)

第27条 開設者は、次のいずれかに該当する者に対し、退場又は期間を限って入場の禁止を命ずることができる。

- 本業務規程に違反した者。
- 売買の成立していない馬について、虚偽の風説を流布した者、又は本セールに対し虚偽の申告をした者。
- 本セールの業務を妨害し、又は秩序を乱した者、若しくはその恐れのある者。
- 故意に市場の施設を毀損した者、又は馬に危害を加えた者。
- 市場業務執行係員の指示に従わない者。

## (仲立業者)

第28条 本セールに於いて仲立業者の営業を認めない。

## (施行期日)

第29条 本業務規程は、平成24年8月1日から施行する。